

2017年11月9日

US tax alert

EY税理士法人

米国税制改革下院法案 「The Tax Cuts and Jobs Act」 アップデート

EY税理士法人アラートライブラリー

EY税理士法人が発行したアラートは、
下記サイトからご覧になれます。

www.eytax.jp/tax-library/newsletters/index.html

本アラートは、2017年11月2日に発行した、[米国税制改革下院法案「The Tax Cuts and Jobs Act」](#)アラートの最新情報です。

2017年11月2日に公表された米国税制改革「The Tax Cuts and Jobs Act」に歳入委員会長によるマークアップ(修正案)が反映されました。本アラートでは、日本企業に影響が大きいと考えられる修正内容及び法案にかかわるその後のアップデートを解説します。法案及び修正は多岐にわたるため、解釈が困難なケースや審議動向そのものもかなり流動的であることから、具体的な内容については貴社のEY担当者までご連絡ください。

今回、修正案が反映された箇所は、以下の下線部分です。

法人税及び事業活動に対する課税アップデート

- ▶ NOL繰越額は「短期AFR (Applicable Federal Rate: アメリカ合衆国内国歳入庁制定利率) + 4%」で毎期増額(2018年又はそれ以降に発生するNOL (Net Operating Loss: 繰越欠損金)に適用)

国際課税

- ▶ 多国籍企業グループ内で米国法人(又は外国法人の米国支店)が米国外法人に行う「特定支出」に法人最高税率(法改正後は20%)でペナルティー課税
 - ▶ 連結財務諸表を作成している多国籍企業グループ
 - ▶ 特定支出の年間金額1億米ドル以下(3年平均)のケースは免除
 - ▶ 特定支出には費用項目ばかりでなく資産取得コストも含まれる(支払利息、債券・コモディティ取得コスト、マークアップなしのサービス費用は対象外)
 - ▶ 受け手の外国法人がECI(Effectively Connected Income: 米国に事業活動があり、その事業活動に実質関連している所得)として申告している金額は対象外
 - ▶ 30%源泉税対象となる支出は対象外(条約で源泉税が低減されている場合には、低減相当分額が特定支出扱い)
 - ▶ 法人税算定目的で損金不算入
- ▶ 外国法人が特定支出を米国事業所得(ECI又はみなしPE(Permanent Establishment: 恒久的施設))として申告課税扱いする選択可能
 - ▶ 当選択下では特定支出は「みなしPE」に帰属すると扱われるため条約適用不可
 - ▶ 費用実額は損金不算入だが「経費相当みなし額 x 104% + AFR短期レート」の控除あり
 - ▶ 経費相当みなし額は、該当製品ラインのグループにおける米国外の会計上利益率(金利・税金前)を基に算定
 - ▶ 20%又は連結財務諸表で認識される外国法人税実効税率の50%のいずれか低い税率に基づく外国税額控除
- ▶ 2019年1月1日及びそれ以降の支出に適用

メールマガジンのお知らせと登録方法

弊法人では、上記ニュースレター、専門雑誌への寄稿記事及び海外の税制動向を定期的にメールマガジンにて配信しております。

メールマガジン配信サービスのお申し込みをご希望される方は、以下をご参照ください。

1. <http://www.eytax.jp/mailmag/> を開きます。
 2. 「メールマガジンの新規登録について」に従い、メールマガジン登録ページよりご登録ください。
- * なお、本メールマガジン登録に際しては、「個人情報の取扱い」についてご同意いただく必要があります。



@EY_TaxJapan

最新の税務情報を配信しています。

本ニュースレターに関するご質問・ご意見等ございましたら、弊社の担当者又は下記宛先までお問い合わせください。

EY税理士法人

ブランド、マーケティングアンドコミュニケーション部
tax.marketing@jp.ey.com

EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

EYについて

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出しています。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い社会の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバル・ネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。詳しくは、ey.com をご覧ください。

EY税理士法人について

EY税理士法人は、EYメンバーファームです。税務コンプライアンス、クロスボーダー取引、M&A、組織再編や移転価格などにおける豊富な実績を持つ税務の専門家集団です。グローバルネットワークを駆使して、各国税務機関や規則改正の最新動向を把握し、変化する企業のビジネスニーズに合わせて税務の最適化と税務リスクの低減を支援することで、より良い社会の構築に貢献します。詳しくは、www.eytax.jp をご覧ください。

© 2017 Ernst & Young Tax Co.
All Rights Reserved.

Japan Tax SCORE 20171109

本書は、一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY税理士法人及び他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

www.eytax.jp